

## 犬山市食育推進連絡会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づき作成する犬山市食育推進計画を推進するため設置する犬山市食育推進連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (2) 食育に係る事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 教育部学校教育課長
- (3) 教育部子ども未来課長
- (4) 経済環境部産業課長
- (5) 小中学校の校長の代表
- (6) 栄養教諭及び学校栄養職員の代表
- (7) その他市長が必要と認める市職員

2 連絡会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

### (会議)

第4条 連絡会の会議は、会長が招集する。

2 連絡会の会議は、会長がその議長となる。

3 連絡会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

4 会長は、必要に応じて連絡会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(担当者会議)

第5条 会長は、第2条各号に掲げる事項の協議に関し、必要があるときは、担当者会議を設置することができる。

2 担当者会議の委員は、委員のうち食育に関する実務担当者をもって構成する。

3 会長は、必要に応じて担当者会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。